

## 特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

---

平成30年3月  
埼玉中央農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れな高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 対象となるお客さま

平成29年12月末現在で、

「70歳以上かつ過去3年間ATM及び窓口ともにお取引のない個人のお客さま」

#### 2 利用制限について

前記1. に該当するお客さまは、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金と振替（振込含む）の合計金額」を制限させていただきます。

#### 3 利用制限の開始日

平成30年4月27日（金）

#### 4 その他

ご不明な点がございましたら、口座管理店にお問い合わせください。

また、利用制限開始後に制限の緩和をご希望されるお客様は、当JA窓口までお申し出ください。

以上